

海外特別研究員事業 令和2年度採用者各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外特別研究員採用者への特例措置について (通知)

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会は、新型コロナウイルス感染症の影響により採用者本人の責によらず派遣先機関での研究実施が困難になった場合等を考慮し、令和3年度の特例措置を実施してまいりました。

このたび、令和3年12月24日に令和4年度政府予算案の閣議決定がされたことを踏まえ、令和2年度採用者について原則最長6か月までの採用期間の延長を可能としましたので、お知らせいたします。

延長措置を希望する場合には、下記を参照の上、申請をお願いします。

記

(1) 対象者

本通知に基づき採用期間を延長できる者は、以下のa) からd) の全てに該当する海外特別研究員 (RRA を含む) とします。

- a) 令和2年度の採用者のうち、令和4年3月31日又は令和4年度内に採用期間が終了する (※) 者
- b) 次の「一」又は「二」のいずれかに該当する者

- 一 派遣先の国・地域の公的機関の通達又は派遣先機関の通達等により、当該機関における研究実施が著しく困難になった期間を有する者
- 二 その他前号に準ずるやむを得ない事情がある者

- c) 本通知発出時点で派遣先の国・地域に滞在中又は滞在予定である者
- d) 採用期間の延長を希望する期間において、「日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引 (令和3年8月)」 (以下「手引」という。) 3ページ「(2) 他からの資金援助」において例外的に受給を認めている資金を除く収入源を持たない者

(※) 本通知発出時点で既に採用期間が終了し日本に帰国している者や、今後派遣期間の短縮により採用期間を終了する者は、採用期間終了日が令和4年3月31日又は令和4年度内であっても本特例措置の対象外とします。

(2) 採用期間の延長が可能な期間

延長することができる期間は、当初の派遣期間終了日の翌日から、採用者及び派遣先の受入研究者が合意し本会が承認した日までの、原則最長6か月間とします。

(3) 滞在費・研究活動費の支給

延長期間中の滞在費・研究活動費は、原則6か月分を上限として支給することとし、当初の採用期間において適用していた単価を適用の上算出します。

(4) 申請手続

上記(1)～(3)の条件により採用期間の延長を希望する場合は、次の①から④の全ての書類を当初の採用期間終了日の1か月前を目途に本会宛電子媒体で提出してください。この期限までに手続が難しい場合はご相談ください。

①別紙様式2

②受入研究機関又は受入研究機関が所在する国・地域における新型コロナウイルス感染症の影響により、採用期間を延長せざるを得ない状況やその期間が客観的に確認できる文書(当該国・地域又は当該機関からの通知文書や受入研究者からのメールの写し等とし、書式任意。)

③延長期間中に行う研究計画及びその期間について受入研究者が同意している旨がわかる文書(通知文書やメールの写し等とし、書式任意。)

④別紙日程表 ※手引に収録されているものと同一

(5) 留意事項

- ・ 延長期間分に係る滞在費・研究活動費の支給手続は、上記(4)①～④の全ての書類を基に本会が延長を承認した後、順次実施します。
- ・ 延長期間の終了後については、「付加用務(手引27ページ参照)」を申請することが可能です。ただし、その場合の付加用務期間の上限は、1年間から採用期間の延長分を差し引いた期間とします。
- ・ 本特例措置の適用期間中も、海外特別研究員の遵守事項等に違反した場合は、採用取消や採用期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。
- ・ 手続等についてご不明な点がございましたら下記担当までお問合せください。

以上

(本件担当)

(独) 日本学術振興会人材育成事業部人材育成企画課

TEL : 03-3263-0189 E-mail : kaitoku@jsps.go.jp